

設 計 図 書 等 に 関 す る 質 疑 回 答 書

堺市建設局道路部連続立体推進課

案件名：【登録有形文化財浜寺公園駅舎曳家外工事実施設計業務（その2）】

| 種 別 | ページ | 質 疑 事 項 | 回 答 事 項 |
|-----------|-----|---|---|
| 見積依頼書 | | 工期が「平成29年3月31日まで」となっていますが、この工期で一旦契約した後、工期延長される予定であると考えて宜しいでしょうか。その場合、延長された工期はいつ頃までになるでしょうか。 | 関係機関協議等によりやむを得ない場合に限り、工期延期を行うことがあります。なお、履行期間を変更する場合は、発注者と受注者の協議となります。 |
| | | 工期が、平成29年3月31日とありますが、実質工期が1ヶ月しかありません。積算も間に合わないと思われます。延期は可能でしょうか。 | 関係機関協議等によりやむを得ない場合に限り、工期延期を行うことがあります。 |
| 見積書作成について | | 見積書の作成方法に「貴社独自様式で作成」とありますが、委託仕様書I-8、見積書の書式に参考書式がありますが、項目も含めほぼこの内容であれば良いと考えてよろしいでしょうか。 | はい。 |
| 委託仕様書 | 1 | 履行期間についてですが、完了日が3月31日までにになっています。業務期間がかなり短いですが、期間延長になる予定はございますでしょうか。 | 関係機関協議等によりやむを得ない場合に限り、工期延期を行うことがあります。 |
| | 1 | 履行期間が平成29年3月31日までとなっていますが、工期延長はあるものと考えて宜しいでしょうか。 | 関係機関協議等によりやむを得ない場合に限り、工期延期を行うことがあります。 |
| | 1 | 設計工期が非常に短いですが、どのような基準でこの工期が算定されたのかを根拠を含めてご開示願いたい。 | 短いことは認識していますが、工事施工時期が迫っているため、市として設計成果の必要な時期から工期を設定させていただいております。 |
| | 1 | 今回の業務内容は国土交通省告示15号では対応できない内容なので、設計費用算出の根拠となる資料をご提示願いたい。 | 国土交通省告示第15号の考え方に基づく、官庁施設の設計業務等積算基準及び要領に基づき積算しております。 |
| | 1 | 本建築物は、建築基準法3条第1項第3号による建築基準法の適用除外を受けられるよう、建築審査会等の同意を得るなどされていますか。 | 建築確認申請担当部署への事前相談により建築確認申請の方針を整理しております。曳家については、建築基準法第86条の7第4項により法規定を適用しない方針としていますが、集団規定の確認（延焼線等）は必要と考えております。 |
| | 2 | 登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術者の承認基準を満たすと文化庁が認めた者の技術指導を受けることと記載がありますが、具体的にはどのような資格・経歴が必要になりますか。 | 平成9年8月5日付庁保建第181号の文化庁文化財保護部長通知「登録有形文化財建造物修理の設計監理にかかる技術的指導について」をご参照ください。 |

設 計 図 書 等 に 関 する 質 疑 回 答 書

堺市建設局道路部連続立体推進課

案件名：【登録有形文化財浜寺公園駅舎曳家外工事実施設計業務（その2）】

| 種 別 | ペー ジ | 質 疑 事 項 | 回 答 事 項 |
|-----|------|--|---|
| | 2 | II 業務仕様 1. (1)一般業務の範囲 a. 実施設計に ・登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準を満たすと文化庁が認めた者の技術指導を受けること。と記載されていますが、その指導者は貴市で選定して頂けるのでしょうか。 | 本市から紹介することもできますが、受注者で選出いただいても結構です。 |
| | 2 | II 業務仕様__1. 設計業務の内容及び範囲__ (1) 一般業務の範囲__a. 実施設計 「登録有形文化財（建造物）修理にかかる・・・と文化庁が認めた者の技術指導を受けること」と記載される人について、堺市でご指定の方はありますか。 また技術指導料等の費用は別途堺市から支出されるものとしてよろしいでしょうか。 | 指定はございません。 技術指導料等費用が必要となる場合は、受注者にてご負担いただく必要があります。 |
| | 2 | II-1-(2) b. その他追加業務で建築確認申請手続き作業の「手数料は、初回のみ建物所有者の負担とする」とありますが、この初回は、建築確認申請時に支払う手数料のことと思われませんが、それ以外に必要な手数料は何かありますか。 | 受注者の責により建築確認申請の出し直しとなった場合の手数料は受注者でご負担いただくという趣旨です。 |
| | 4 | 「室内改修」の項目でアスベスト含有物のことが記載されていますが、すでにアスベスト含有物があることは確認されていると考えてよろしいですか。 | 目視により、おそらくアスベスト含有物があると思われませんが、既往の調査報告書等はありません。 |
| | 5 | (4) 貸与品等のうち、「浜寺公園駅舎曳家調査検討業務 図面一式」については、CADデータもご提供いただけると考えて宜しいでしょうか。 | はい。 |
| | | この駅舎に関しては過年のプロポーザル（浜寺公園駅舎及び駅前交通広場等計画提案競技）でアプル総合計画事務所が選定されているが、同事務所は今回の実施設計には関与しないのか？同事務所が関与しないのであればその理由はなぜか？ | 試験活用における改修計画案の作成は、過年の計画提案競技の関連業務としてアプル総合計画事務所を実施いただいておりますが、今回の実施設計については切り離して実施できるものと判断しております。 |